

市民主体のまちづくりを目指して

市民と市長の交流ノート

第15巻

— 令和元年度 協働によるまちづくりの記録 —



令和2年3月



掛 川 市
掛川市地区まちづくり協議会連合会
掛川市区長会連合会

目次

○市民と市長の交流ノート第15巻の発刊にあたって（市長あいさつ）	… 1
○市民と市長の交流ノート第15巻の発刊に寄せて （地区まちづくり協議会連合会会長あいさつ）	… 2
○市民と市長の交流ノート第15巻の発刊に寄せて （区長会連合会会長あいさつ）	… 3
○協働によるまちづくり中央集会の概要	… 4
○協働によるまちづくり地区集会に関する検討について	… 5
I 検討に至る経過	… 5
II 検討会	… 5
1 「(仮)新たな対話の場」に関する合同検討会の構成	… 5
2 検討事項	… 5
(1) 課題と反省	… 5
(2) 社会情勢の変化と今後の展望	… 5
(3) 検討における共通事項	… 6
(4) 検討内容	… 6
3 検討のための会議開催経過	… 7
III 「(仮)新たな対話の場」に関する検討結果	… 14
○「(仮)新たな対話の場」に関する検討の様子	… 17
○掛川市自治基本条例	… 18

「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」を目指して ～市民と市長の交流ノート 第15巻の発刊にあたって～

日頃から市政全般にわたり御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

併せて、令和元年度の協働によるまちづくり中央集会の開催に御尽力いただきました地区役員並びに関係の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和元年度をふりかえりますと、中央集会では中地区まちづくり協議会による生活支援車の発表をしていただき、新しい公共社会の担い手が着実に育ってきていることを確認することができました。一方、地区集会は開催を休止して、地区まちづくり協議会連合会と区長会連合会により、地区集会の開催方法について見直しを行っていただきました。本冊子では、中央集会の開催の概要や地区集会に関する検討経過についてもまとめられていますので、御覧ください。

さて、令和の時代を迎え、人生100年時代やテクノロジーの急激な進化による Society5.0 の到来、SDGs の推進等、平成の時代以上に大きな変革が起きつつあります。少子高齢化、外国人の流入増加が進む中、すべての人に優しくサステナブル（持続可能）なまちであり続けるためには、生き方、暮らし方の多様性を認め合い、様々な主体の連携によって課題解決を図っていく地域社会やまちづくりが不可欠です。

令和2年度からの地区集会では、中学校区での新しい対話の場が創出され、地区の枠を超えた話し合いが行われることとなりました。誰もが役立ち合い、支え合う地域社会の実現の第一歩として、この対話の場が起点となり、新しい地域の絆づくりや、若者・女性などの多様な世代の参加によって新たな連携や協力体制が生まれることを期待しております。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大が心配されますが、そのような状況下でも、市民一人ひとりが能力を発揮できる地域社会の形成のため、学びの場の提供や支援体制の構築に努め、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」を実現していきたいと考えております。引き続き、皆様の御協力をお願いいたします。

最後に本冊子が市と地域が共に考えるときの一つの資料として広く活用されることを期待しますとともに、皆様にとっての「希望が見えるまち」を創ることを念頭に、これからの市政運営に取り組んで参ります。

令和2年3月

掛川市長 松井三郎

市民と市長の交流ノート第15巻の発刊に寄せて

令和元年度市民と市長の交流ノートが発刊されるに際し、一言御挨拶申し上げます。

平素は、地区まちづくり協議会の諸活動に格別な御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、役員の皆様方におかれましては、各地区まちづくり協議会活動の更なる活性化と地域の諸課題への対処に御尽力いただき、改めて敬意を表するとともに深く感謝を申し上げます。

市民と市長の交流ノートは、これまで市民総代会システムの中央集会と地区集会において、特に地域からの要望が強かった事項に対する市の回答をまとめたものでしたが、令和元年度は、これまで40年間に渡り継続開催してきた「地区集会」を一旦休止し、新たな対話の場として開催方法のあり方について、①多種多様な方（特に女性や若者）が参加し易いものにする、②共通する地域課題について、地区の枠を超えて取り組める体制づくりに繋げることの2点に重点を置き、区長会連合会と地区まちづくり協議会連合会の合同検討会を開催し協議を重ね報告書の形にまとめることができました。

このため、第15巻の交流ノートは、①検討に至る経過と、②検討会の内容、そして、③検討結果の報告書について紹介をさせていただくものです。

コロナウイルスの感染爆発が危惧されるなか、一日も早い収束が望まれますが、新たな地区集会の開催により、協働によるまちづくりの活動が従前にも増し進化し発展することを願い、結びといたします。

令和2年3月

掛川市地区まちづくり協議会連合会会長 中村隆哉

市民と市長の交流ノート第15巻の発行に寄せて

「市民と市長の交流ノート第15巻」の発行に寄せて、一言、御挨拶を申し上げます。

日頃、各地区・自治区の役員の皆様には、それぞれの地域での自治会活動に御尽力をいただくとともに、区長会連合会活動に対しても格別な御理解、御協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、令和の時代を迎え、これからの自治会活動を進めていくうえでは、多様化する住民ニーズや、複雑・難題化する各種課題への対応が必要となるほか、20年・30年先を見据えた様々な変革等への取り組みも求められています。

令和元年度はこの流れを汲む中で、これまで40年間に渡って継続開催してきた「地区集会」を一旦休止し、当会と地区まちづくり協議会連合会の合同で地区集会の“今後のあり方”等について検討する年となりました。この検討においては、各地区から様々な意見が出され、全5回の検討会の成果として、従来の「地区開催」に加え、新たに「中学校区開催」による話し合いの場の枠組みが誕生し、これら一連の経過がこの交流ノートにまとめられております。

今回、形を新たに作る地区集会は、初めての試みとなる要素を含んでおり、未だイメージができていく部分もあるかも知れませんが、まずは取り組んでみて、その中で改良を加え、より良いものに創り上げていきたいと考えておりますので、各地域におかれましては、本ノートに掲載されている経過等を今一度ご確認いただき、令和2年度からのスタートの準備を進めていただけるようお願いしたいと思います。

終わりに、新型コロナウイルスの感染拡大が危惧されている中、この難局を乗り越えていくためには、人と人がつながり合い、助け合い、英知を結集し合い様々な課題に取り組んでいく必要があります。また、想像を超えるスピードで進む人口減少社会等の問題に対しても、それらのつながりを強固にしていく必要がありますので、新しい地区集会が、地域の中で深く話し合える場になるとともに、従来の地域の枠を越えて共に話し合える場となることで、今まで取り組めなかったことにも挑戦ができる足掛かりとなり、協働によるまちづくりの進展につながれば幸いに存じます。

令和2年3月

掛川市区長会連合会 会長 服部克己

令和元年度 協働によるまちづくり 中央集会 開催の概要

1 趣 旨

地区まちづくり協議会役員や自治区三役をはじめ市内主要団体の役員等が一同に参集し、当該年度の主要な活動内容、取り組み方針について、市民と行政が情報を共有し合い、市政に関する全市的な施策についての広報・広聴の機会とする。

2 開催日時 令和元年5月18日(土) 午前9時30分から

3 開催場所 掛川市生涯学習センター ホール

4 主 催 掛川市、掛川市地区まちづくり協議会連合会、掛川市区長会連合会

5 参加者 県議会議員、市議会議員、地区まちづくり協議会役員、自治区役員、農業委員、農地利用最適化推進委員、民生・児童委員、市立小・中学校長、市社会福祉協議会、商工会議所・商工会、シニアクラブ役員、一般市民、市三役及び部課長など 計 750人

6 内 容

- (1) 地区まちづくり協議会役員功労者表彰・自治区役員功労者表彰
(市長感謝状・地区まちづくり協議会連合会長表彰状・区長会連合会長表彰状)
- (2) 来賓祝辞及び紹介
- (3) 掛川市の今年度施政方針、掛川市地区まちづくり協議会連絡会の今年度活動方針、掛川市区長会連合会の今年度活動方針
- (4) 協働によるまちづくり活動実践発表

【発表】

中地区まちづくり協議会

【講評・講演】

日詰一幸 静岡大学教授



協働によるまちづくり地区集会に関する検討について

I 検討に至る経過

これまでの「協働によるまちづくり地区集会」は、前身となる市民総代会システム時代から市民と行政との情報共有と地区別テーマ等の意見交換によって地域の身近な課題の解決が図られてきました。

その一方で、近年は協働によるまちづくりの推進のもと、多様な方の参加を促進してきましたが、開催形式等の理由で成果に繋がらない等により開催方法の見直しが必要となってきました。併せて、予想を超えるスピードで進む少子高齢・人口減少社会に起因する様々な問題に対して、地区の枠を超えて話し合う体制づくり等も必要となってきました。

このような背景から、地区まちづくり協議会連合会と区長会連合会による合同検討会を設置し、地区集会の開催を一旦休止する中でアンケート調査等の現状調査を行いながら、地区集会のあり方や開催方法について議論を重ねました。

II 検討会

1 (仮) 新たな対話の場に関する合同検討会の構成

地区集会の見直しのため、「(仮) 新たな対話の場」に関する合同検討会は、掛川市地区まちづくり協議会会長 31 人と地区区長会長 33 人（地区まちづくり協議会会長との兼務者 13 人を含む）の総勢 51 人によって構成され、両連合会の正副会長を中心に検討を進めることとしました。

2 検討事項

(1) 課題と反省

はじめに、これまでの地区集会の開催における課題点と反省点を洗い出し、次のとおり改善すべき事項を明確にしました。

- ア 地区役員が動員的に参加していることが多い。
- イ 地区役員以外の方、特に女性や若者の参加が少ない。
- ウ 自治区内の狭い範囲の要望が多く出されてしまう傾向にあり、一部の人だけの話し合いになってしまうこともあった。
- エ テーマの選定、当日の運営など開催に携わる地区役員の負担が多かった。

(2) 社会情勢の変化と今後の展望

今後の対話の場を考えるにあたり、社会情勢の変化と市民ニーズを考慮し「どのような対話が必要となるのか」を考え、今後の展望について次のとおり整理しました。

- ア 急激に進む人口減少に対する今後の対応については、多種・多様な人たちで考え、各種

取組を発展させるなど、「協働によるまちづくり」の進化が求められている。

- イ 高齢社会が進行している中で、協働によるまちづくりの考えの下、高齢者自らの手によらなくても移動手段を確保できる環境整備や、見守り対策の強化等が急務となっている。併せて、近隣の地区同士でも協力し合い、安全・安心に暮らせるとともに、利便性も兼ね備えたまちづくりを目指す。
- ウ 自然災害が大規模化、激甚化する傾向にあり、ひとたび災害が起きれば、長期間の避難生活を余儀なくされるため、災害への備えとして、現在の広域避難所の指定区域と地区の関係を整理しておくことが急務である。このことから、関係機関や地区同士が合同で話し合い、有事の際にも地域の絆が発揮できる体制づくりを目指す。
- エ 働き方改革関連法の施行（平成31年4月）により、市でも既存事業の改革に取り組むことが必要となったため、負担軽減が図られた事業を目指す。

（3）検討における共通事項

協働によるまちづくりを進めていくうえで、互いに支え合い役立ち合うためには、地域や多種・多様な主体と行政との話し合いが必要不可欠です。これまでの地区集会における課題等も見直しながら、「（仮）新たな対話の場」の検討を進めることとしました。そこで次の点を関係者の共通認識とし、同じ認識で検討を行いました。

- ア 対話の場を、将来の掛川市民に「住んで良かった。」と言ってもらえるまちにするための場とし、今後の20年間を見据えた広域的課題の協議へと変革する。
- イ 女性や若者も対話の場に参加できる環境を整備し、対話の中から幅広い意見等を取り入れながら、各種取組を充実・発展させる。
- ウ スケールメリット等を活かし、地区の枠を超えて共通課題に取り組める「協働のまちづくり」の進化を図る。
- エ 地域の中にある「環境整備的課題」の取扱いは別途、整理する仕組みをつくり、原則として、これまで地区集会の話題の中心だった「環境整備的課題」は、別のツールで対応する。
- オ 地区役員の負担軽減と市役所の働き方改革にも対応するため、開催単位や回数、時間帯なども見直しを行い、誰もが負担が少なく、充実した話し合いがきる方法を追求する。

（4）検討内容

2（1）～（3）の事項を念頭に置き、検討会では開催目的、開催方式、開催内容、事業名称の4点について議論を重ねました。

3 検討のための会議開催経過

検討に係る会議の開催経過は次のとおりです。

(1) 第1回 「(仮) 新たな対話の場」に関する合同正副会長会

【日時】 令和元年7月30日(水) 午後1時30分から

【内容】 ①検討における考え方について
②検討スケジュールの確認
③開催方法のたたき台の3案についての検討
④アンケート調査の実施

【主な意見等】

(ア) 今回の検討について

- ・見直すからには良い集会にしたい。そのためには議論が必要だと思う。
- ・地区集会は、地域にとって年に一度の住民と行政との唯一の対話の場であるので、そこを大切にすることが必要である。
- ・なぜ対話集会をやるのかを考えることが大切。

(イ) (仮) 新たな対話の場のあり方について

- ・若者の意見を聞くときには、若者の行動パターンに合った形の開催方法やテーマとしなければ難しい。
- ・新しい対話の場で広域的な協議をするのは良いと思う。
- ・画一的にやらず、地域性を考慮してやる方法もある。
- ・ハード整備についての対応を明確にする必要がある。

【結論】

- ・地区まちづくり協議会長31人と地区区長会長33人で構成する合同検討会を開催していく。
- ・今回の正副会長会での意見を合同検討会で共有する。

(2) 第1回 「(仮) 新たな対話の場」に関する合同検討会

【日時】 令和元年8月14日(水) 午後3時30分から

【内容】 ①検討における考え方について
②7月30日に開催された合同正副会長会での意見等の共有
③検討スケジュールの確認
④開催方法のたたき台の3案について検討
⑤アンケート調査の実施依頼

【主な意見等】

(ア) 検討について

- ・地区集会の目的を明瞭にしなければ、開催方法まで考えられない。

(イ) 開催方式について

- ・事務局案のスケジュールがタイト。開催に係る調整や準備をどうするのか。具体的に説明してほしい。
- ・今日の内容はあくまで「案」として示されているから変わる可能性もある。
- ・複数の地区が集まってできるかというのは難しい。各地区で悩んで取り組んでいるのに、合同でやったところで解決するのか疑問だ。地区別の開催の中身を見直して隔年でやるのはどうか。
- ・開催前にアンケート調査を実施する案の場合、多くの準備が必要だと感じたので、半年くらいかけて準備をして隔年開催にしたらどうか。
- ・これまでの地区集会ではパワーポイントなどの資料作成が大変だったので、資料なしで対話のみの形式で行うのがいいのではないか。若者もその方が参加しやすいのではないか。地域の役員も働き方改革が必要。

【結論】

- ・地区まちづくり協議会長及び地区区長会長と市内在住の18歳以上40歳未満の市職員・市内企業等に対するアンケート調査を実施し、その結果を、次回の正副会長会並びに合同検討会で情報共有することとした。

(3) 第2回 「(仮)新たな対話の場」に関する合同正副会長会

【日時】 令和元年9月30日(月)午後2時～

【内容】 ①アンケート結果の共有と開催方式の検討

【主な意見等】

(ア) アンケート結果について

- ・若者が出にくい仕組みになっていた部分を変えていく必要がある。
- ・アンケート結果を見て、参加したことがない人、参加する方法を知らない人が多く、地区として色々やってきたので非常に残念に思うと同時に反省しなければならないと感じた。

(イ) 開催目的について

- ・目的が大事、明確にしないと評価ができない。
- ・まずは開催目的を明確に示すべき。今のままでは拙速すぎる。開催目的が明確になれば、自ずとそのためになんかという形が良いかという話になってくる。

(ウ) 開催方式について

- ・39%が地区毎での隔年開催希望という結果ではあったが、アンケートはアンケートとして、広い視野で地区の将来をという当初の考え方を踏まえて方向性を示すべきではないか。
- ・アンケート結果の隔年開催支持「39%」は安易に示すべきでない。民意は尊重すべきである。
- ・隔年開催の間の年は単なるお休みではなく、準備期間として、市内外で交流するなどをしてみてはどうか。
- ・今まで通り毎年やるべきという意見や市長が1年に1回地区を訪れ状況を知るべき、今までのやり方を変えるべきなど、地区の中では区長方から様々な意見が出た。

- ・行政と地域の接点は何より大事と考えている。地域と行政が協働でまちづくりを進めていこうとする中、その接点が希薄化してしまうのは、本来の目的としてどうかと思う。

(エ) ハード整備要望について

- ・地区でテーマを決められるとなると河川や道路の話になってしまう。そうした話は別の組織を設けて対応するという説明が以前にあったが、それを示さないといくとも地区要望的な内容になってしまう。
- ・建物や道路などハード整備に積極的に取り組んでいく時代、社会情勢ではないので、地区集会も根本的に変えていく必要がある。
- ・地区を超える範囲の問題に関しては、「まちづくり協働会議」など市全体をカバーする組織をつくって対応すべき。

【結論】

- ・多様な考え方があるため、まずは目的から意見を整理して、開催方式を決めていくこととなった。

(4) 第2回 「(仮) 新たな対話の場」に関する合同検討会

【日時】 令和元年10月9日(水) 午後3時45分～

- 【内容】
- ①アンケート結果について
 - ②合同正副会長会における意見等について共有
 - ③市長の開催イメージについて

【主な意見等】

(ア) 開催目的について

- ・目的が大切。各地区でまちづくりをしている人たちが集まる場なので、市の施策的なことよりも地区のことを課題としてとりあげるべきだと思う。

(イ) 開催方式について

- ・アンケートでは、「地区単位」での開催希望が多かった。小さな単位で行うからこそ対話がしやすくなるのではないかと思う。
- ・「地区単位」の隔年開催だけでなく、合同開催はいい。今まで時間に追われていたことと、役員の交代によってテーマ設定に十分な時間をかけられていなかったため、1年間の時間をかけてしっかりとテーマを設定するようにしたい。
- ・様々な意見は尊重するが、地域を対象にしたアンケートでは、半分の地区が「地区単位」での隔年開催を希望しており、この意味合いは大きいと思う。このため、アンケートを実施した意味も踏まえたい。これからの話を進めてもらいたい。
- ・南部の地区では1年で役員が交替するため、毎年開催の方がいい。個人的には、市長提案の内容で実施してもらえたらうれしい。
- ・隔年開催で1年間を準備期間にしてしまうと、1年任期のところは引継ぎが難しくなる。

- ・中学校区単位での開催は課題もあるけれど、知恵を出し合いながら、より良いものにすればいいし、学園化構想などの一歩踏み込んだ地域コミュニティをつくるためには、新しい取り組みが必要だと思う。
- ・テーマを地区の中で取りまとめるのは負担だが、地区まちづくり協議会単体で議論しても解決しないこともあるので、将来の大きなテーマについて話し合える場と、地区毎に本音で話し合える場の両方が必要だと思う。いずれにしても前向きな話が本音ベースでできる場にしていきたい。
- ・合同開催は、地区間の連絡調整が難しく負担となるし、市の働き方改革も考えるべきだと思う。
- ・今回の見直しの要因の一つに「働き方改革」がある。

(ウ) 開催内容について

- ・地区まちづくり計画は5年サイクルで見直されるものであり、その過程の中で地域と行政の話し合いがされているのであれば、地区集会を行う必要は無いと思う。ただし、市から地域への情報提供や、まちづくりに関する提案等のために開催するのであれば、そういうものは受け入れても良いと思っている。
- ・これまでの地区集会は、地域の役員も負担を感じていたので、今後、「対話」のスタイルに変えていくようであれば、ペーパーレスにして、パワーポイントなどの負担が少なくなるようにしてほしい。
- ・若者や女性は、ハード整備ではなく「子育て」や「将来の年金」等に関心を持っているので、今後は、このようなことについて話し合った方が良いと思う。
- ・地区で抱えている課題を検討することに関心がある。

(エ) その他

- ・ハード整備面について、どのような「別のツール」が用意されるのか注視していきたい。

【結論】

- ・地区集会の開催方式について多様な意見が出たため、課題や意見を整理し、正副会長会で開催内容等、議論することとした。

(5) 第3回 「(仮) 新たな対話の場」に関する合同正副会長会

【日時】 令和元年10月30日(水)午後1時30分～

- 【内容】
- ①第2回合同検討会における検討経過について
 - ②「(仮) 新たな対話の場」の開催内容等について
 - ③今後のスケジュールについて

【主な意見等】

(ア) 開催目的について

- ・中学校単位でやると市が主催して行う形になる。これは「市民主体」と言えるのか？目的の表現と開催形式にミスマッチがあるのではないかと。

- ・運営は市が行うが、会の趣旨は市民自治に基づくものだ。

(イ) 開催内容について

- ・中学校区開催は全て市へお任せでなく、運営に地区に関わることも必要ではないかと感じている。
- ・地区でやれる事、考えたい事もあるので、融通を利かせてもらいたい。
- ・自由討議もできるだけ残す形が良いのではないかな。
- ・1時間の中で出た多くの意見をまとめるのは難しいので、技能をもったファシリテーターを入れるのは良い。
- ・グループでの話し合いはいいと思う。
- ・全体としては、一人の思いだけを聞く場にしては、多くの人が時間を無駄にしまうので、そういうことは避けたい。むしろこれまでと異なる参加者層（若者・女性）によって子育てや福祉に関する事項などの話題を挙げてもらえるようにしたい。

(エ) 検討の進め方について

- ・地区区長会長、地区まちづくり協議会長は各々で地区集会に対して思いを持っているので、この開催方法を理解してもらうための何かが必要。
- ・正副会長と他の区長会長と必ずしも意見が一致していないので、合同検討会でこれまでの検討の経過を整理して、報告・意見収集をしてほしい。

【結論】

- ・正副会長会では、地区開催と中学校区開催について大筋で合意となった。
- ・11月に臨時の合同検討会を開催し、これまでの意見を整理すると共に、経過報告と意見収集を行うこととした。

(6) 第3回 「(仮) 新たな対話の場」に関する合同検討会

【日時】 令和元年11月13日(水) 午後3時5分～

- 【内容】**
- ①第2回合同検討会における検討経過と考え方の整理について
 - ②開催目的・形式(案)について
 - ③開催内容(案)について

【結論】

- ・地区集会の開催目的と地区開催と中学校区開催の2グループに分けて開催する形式、地区集会の内容についての事務局(案)について、承認を得た。

(7) 第4回 「(仮) 新たな対話の場」に関する合同検討会

【日時】 令和元年12月10日(火) 午後2時45分～

- 【内容】**
- ①これまでの合意内容と今後の計画について
 - ②「(仮) 新たな対話の場」の開催グループについて
 - ③事業名称に関するアンケート調査について

【主な意見等】

(ア) 開催内容について

- ・準備等の役割分担で地域が「NO」と言えるところもあってほしい。地区単位では、司会は地域の人がやれるようにしてほしい。今後、市が司会をやる方法が続き、それが悪用されることが懸念される。これまでも時間が来たために、話を切られることもあった。中学校区単位でも同様に地域は集客のみとなっている。課題によっては、事前打合せをすべきだと思う。

【結論】

- ・事業名称についてアンケート調査を実施し、次回の合同正副会長会で名称について検討していくこととなった。

(8) 第4回 「(仮) 新たな対話の場」に関する合同正副会長会

【日時】 令和2年1月30日(木) 午後3時30分～

【内容】 ①「(仮) 新たな対話の場」に関する検討結果報告書(案)について
②事業名称に関するアンケート結果の活用について

【主な意見等】

(ア) 検討結果報告書について

- ・認識としては、まち協と区長会がリーダーシップをとって地区集会を休止したわけではなく、市長からの見直しの呼びかけから合同検討会が開かれ、生涯学習協働推進課も一緒になって三者で話し合ってきたことなので、その点を含めて記載してほしい。

【結論】

- ・検討結果報告書案を校正し、合同検討会で承認を得ることとなった。

(9) 第5回 「(仮) 新たな対話の場」に関する合同検討会

【日時】 令和2年2月12日(水) 午後3時20分～

【内容】 ・「(仮) 新たな対話の場」に関する検討結果報告書(案)について
・事業名称に関するアンケート結果の活用について

【主な意見等】

(ア) 検討報告書案について

- ・「I.はじめに」の11行目以降、「開催日時などの関係から女性や若者が参加しにくい状況となっていたほか、一部の出席者と行政だけの話し合いになっている地区もある」という表現だが、地区役員が集会を私物化し、発言しにくくしていたと受け取られかねない。意図したわけではないが、結果的にそのようになっていた」というような表現にしてほしい。

(イ) 今後の開催に向けて

- ・女性と若者の参加については、行政と地域で連携を取りながら、推進したい。

- ・若者や女性が意見を話しやすい雰囲気話し合いたい。そうすると役員も声をかけやすい。地域としても若者や女性の意見を聞く良い機会としたいと考えている。
- ・2月19日に検討結果を報告後、3月中に議会へ報告する。年度明け4月中旬に区長会理事会と文書送付を通じて、地区内のスケジュール調整をお願いする予定。
- ・開催は8月からと考えているが、事前の打合せを大切にしていきたいので9月からとなることも考えられる。
- ・対話によって理解を深める機会としたいと思う。ファシリテーターを入れるかどうかや話の終着点等の具体的な話は地域と事前の打合せの中で決めていきたい。
- ・地区開催の具体的なやり方をどのように考えているか。
- ・今までだと発言者と市長とのやりとりだったが、ファシリテーターを介在させることで他の参加者に話を振る等、話が広がるような工夫をしたいと考えている。
- ・若者や女性の参加という側面から、テーマ設定の仕方も重要だと思っている。テーマ設定も地元主導で相談してもらいながら、これから地区毎の課題を洗い出してもらおう中で、様々な方法があると思うが、みんなで考えて話の幅が広がる形にしていきたい。ただ、まだやってみないとわからない部分も多々あるので、イメージを共有しながら各地区で打ち合わせしていきたい。

【結論】

- ・意見のあった事項について報告書の文章を校正する。
- ・2月19日（水）に正副会長の10名から市長へ検討結果について報告する。

(10) (仮) 新たな対話の場に関する検討結果の市長報告

【日時】 令和2年2月19日 午後4時

【内容】 ・報告書の提出
 ・意見交換

【主な意見等】

- ・令和の時代にふさわしい新しい形となったと感じている。
- ・市としては、ハード整備要望については改めて場をつくり、地域の意見をしっかり受け止めてまちづくりをしていく。
- ・平成30年の地区集会でも開催によって成果があったので、ありがたかった。
- ・地区集会開催後も記録にまとめて、市職員の対応は大変だと思った。今回、地域も職員も互いに負担を軽減できる形となったと思う。
- ・若者や女性の参加したくなるようなテーマの話題性やファシリテーターによる雰囲気づくりが大切だとわかった。令和2年の開催を楽しみにしている。

Ⅲ 「(仮) 新たな対話の場」に関する検討結果

合同検討会での検討の結果、今後の地区集会の開催方式等、次のとおりとなりました。

1 検討結果

(1) 開催目的

掛川市自治基本条例に基づく協働によるまちづくりの推進のために、地域と行政が共に将来像及び地域の課題、市の施策等について対話することにより、市民主体によるまちづくりの更なる発展を図る。

(2) 開催方式

市内 33 地区を中学校区毎で 2 つのグループに分け、A グループは地区単位、B グループは中学校区単位で開催する。その翌年度は A グループが中学校区単位、B グループが地区単位で開催することで、2 年間で全地区が地区単位と中学校区単位の開催を各 1 回行う。

(16 ページ図 1 を参照ください)

(3) 開催内容

(ア) 開催時期 8 月～11 月

(イ) 開催日時

- ・地区単位開催：平日の夜間
- ・中学校区単位開催：土日祝日の午前

(ウ) その他

参加し易い雰囲気づくりと参加することへの意義が感じられる仕掛けづくりのためにファシリテーターを起用する。

(4) 事業名称

・地区単位開催 ●●地区集会 [～サブタイトル～]

・中学校区単位開催 ●●中学校区地区集会 [～サブタイトル～]

※サブタイトルは各会場の任意設定です。

(5) 検証

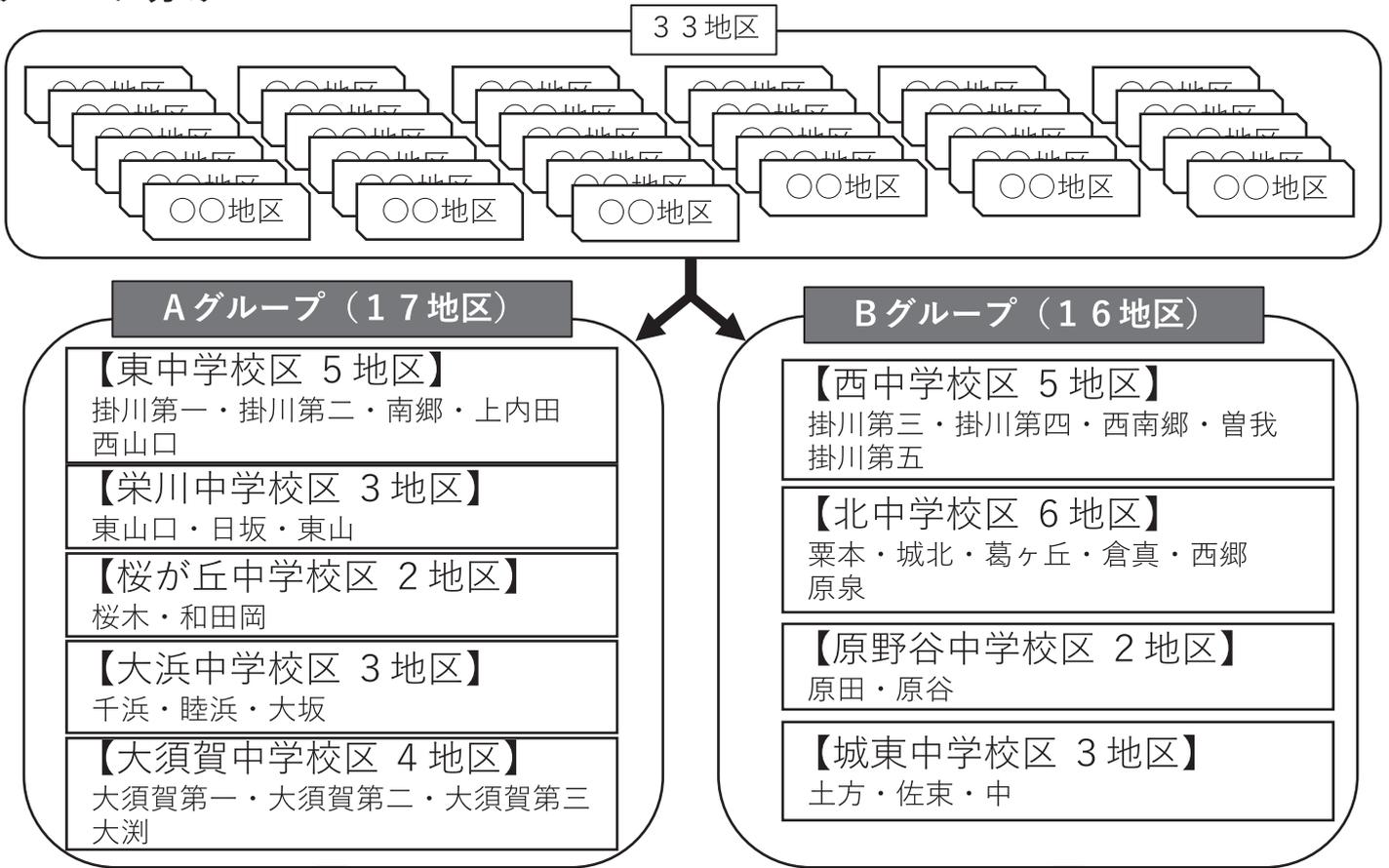
本検討における地区集会の開催方式等については、試行的に実施する要素も含んでいるため、今後、開催しながら検証を行い、随時見直していくことでより良いものに創りあげていく。

2 期待される効果

検討結果から次のような効果が期待されます。

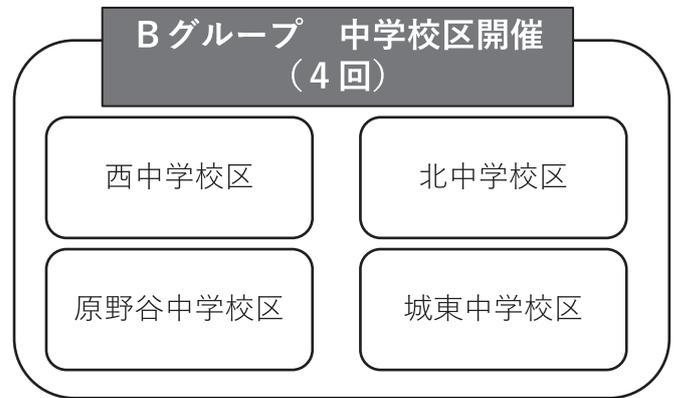
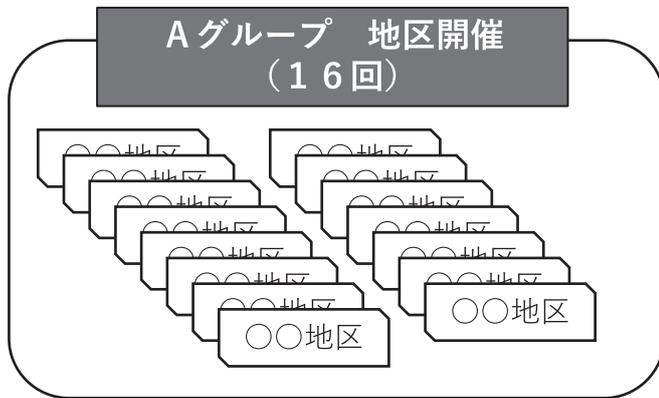
- ・新たに中学校区での話し合いの場を設けることで、広域的課題等にも取り組む枠組みが創出される。
- ・相互理解や発言を促す「対話」を重視することで、参加者の参加満足度が向上する。
- ・開催日時等を工夫することで多様な方の参加が見込まれ、協働によるまちづくりが発展する。
- ・開催回数が減ることで地区役員の負担が軽減し、市職員の「働き方改革」も推進される。

①グループ分け

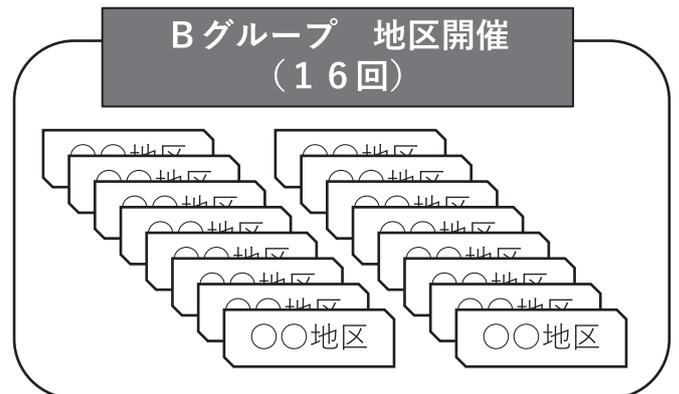
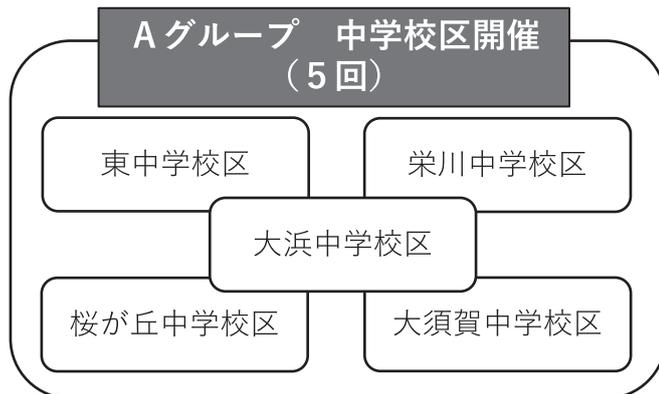


②開催方法

《令和2年度》



《令和3年度》



「(仮) 新たな対話の場」に関する合同検討会の様子



「(仮) 新たな対話の場」に関する
検討結果の市長報告の様子



掛川市自治基本条例

前文

掛川市は、海と山と街道がつながる豊かな自然に恵まれた日本有数の茶産地であり、市内には旧東海道宿場町や城下町としての多くの歴史資産が残る文化の香り豊かなまちです。そして、先人の先見性や叡智を礎に、全国に先駆けた生涯学習による市民力、地域力及び文化力により発展してきました。

私たちは、この風格あるまちをさらに発展させ、次世代に引き継いでいかなければなりません。

今、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、地方都市には、市民主体の新しいまちづくりへの変革が求められています。

これからの時代、私たち市民に求められることは、自ら行動することや互いに信頼し、役立ち合うことです。これらがうまくかみ合い機能してはじめて、市民主体による協働のまちづくりが進展します。これは、市民自らの意思でまちづくりに参加し、市とともにみんなで支え合う「新しい公共社会」への発展にほかなりません。

このような流れが円滑に進み、成熟した社会になるためには、市民と市がこれまで培ってきた「報徳の精神」や「生涯学習の理念」、「自助・共助・公助の精神」を根幹に、人づくりやまちづくりのあるべき姿についての考え方を共有する必要があります。

そこで、私たち市民は、まちづくりの主体であることを認識し、市民と市が協働して、このまちを成長させながら、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」掛川を創造することを決意し、ここに本市における市民自治によるまちづくりの最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、掛川市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、まちづくりに関する市民等、市議会及び市長等の役割及び責務並びに市政運営及び協働によるまちづくりの基本原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市内に住所を有する個人及び法人その他の団体並びに市内に通勤し、又は通学する個人及び市内においてまちづくりに関する活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(3) 参画 市の施策の立案、実施及び評価の各過程に市民等が主体的にかかわることをいう。

(4) 協働 市民等、市議会及び市長等が、それぞれの役割及び責任を自覚し、互いの自主性及び自立性を相互に尊重しながら、対等な立場で連携を図り、又は協力することをいう。

(5) まちづくり 市民等が幸せに暮らせるまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

(最高規範性)

第3条 市民等並びに市議会及び市長等は、まちづくりに関するすべての活動において、この条例に定める事項を最大限に尊重するものとする。

2 市議会及び市長等は、条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

第2章 自治の基本理念及び基本原則

(基本理念)

第4条 本市における自治は、市民等が等しく参加でき、市政運営が自主的かつ自立的になされるものでなければならない。

2 まちづくりは、掛川市生涯学習都市宣言の理念に基づき、地域の歴史及び文化的な特性を尊重して行われなければならない。

(基本原則)

第5条 本市における自治は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

(1) 情報共有の原則 市民等並びに市議会及び市長等がまちづくりに関する情報を相互に共有すること。

(2) 参画の原則 市民等の参画の下で市政が行われること。

(3) 協働の原則 協働によるまちづくりを推進すること。

第3章 自治の主体

第1節 市民等

(市民等の権利)

第6条 市民等は、まちづくりの主体であり、年齢、性別等にかかわらず、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民等は、知る権利の理念に基づき、市政に関する情報の公開を請求する権利を有する。

(市民等の責務)

第7条 市民等は、まちづくりに参加するに当たっては、総合的な視点に立ち、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、相互に意見及び行動を尊重し合うものとする。

第2節 市議会

(市議会の役割及び責務)

第8条 市議会は、市の議決機関であり、市長等に対する監視機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実及び強化に努めるものとする。

2 市議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、市政に市民等の意思を適切に反映させるものとする。

3 市議会は、議会活動について積極的に市民等に情報発信するとともに、開かれた議会運営に努めるものとする。

(市議会議員の役割及び責務)

第9条 市議会議員は、市議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市議会議員は、まちづくりについての自らの考えを市民等に明らかにするとともに、広く市民等の意見を聴き、政策形成及び市議会の運営に適切に反映させるよう努めるものとする。

第3節 市長等及び職員

(市長等の役割及び責務)

第10条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、市政運営の方針を明らかにするとともに、広く市民等の意見を聴き、市政の運営に適切に反映させるものとする。

3 市長は、市政の課題に的確に対応できる専門知識及び能力を有する市の職員(以下「職員」という。)の育成を図るものとする。

4 市長等は、相互に連携を図り、一体として、市政運営に当たるものとする。

(職員の責務)

第11条 職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ能率的に職務を遂行するものとする。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組むものとする。

第4章 市政運営の原則

(市政運営の基本原則)

第12条 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営を行うものとする。

(総合計画)

第13条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市議会の議決を経て基本構想を定め、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるように、定期的に検討を加えるものとする。

(財政運営)

第14条 市長等は、予算の編成及び執行に当たっては、中長期

的な視点に立ち、健全な財政運営に努めるものとする。

2 市長等は、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めるものとする。

3 市長は、予算、決算その他財政に関する事項について、市民等に分かりやすく公表するものとする。

(行政評価)

第15条 市長等は、政策、施策及び事務事業の成果及び達成度を明らかにするとともに、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

2 市長等は、行政評価の結果を政策、施策及び事務事業に適切に反映させるものとする。

3 市長等は、市民等が参画する評価の方法など、市民等の視点に立った行政評価の方法を取り入れるよう努めるものとする。

(審議会等の運営)

第16条 市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、法令等に定めがある場合その他正当な理由がある場合を除き、委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 審議会等は、正当な理由がある場合を除き、会議を公開するものとする。

(市民等からの意見聴取)

第17条 市長等は、市の基本的な計画を決定し、又は重要な条例等を制定改廃しようとするときは、市民等から意見を聴くものとする。

(説明責任)

第18条 市長等は、市政に関する事項について、市民等に分かりやすく説明するとともに、市民等からの市政に対する質問、意見、要望等に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めるものとする。

(行政手続)

第19条 市長等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を定めるものとする。

(危機管理)

第20条 市長等は、災害等から市民等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、迅速かつ的確な対応が可能な危機管理体制を整備するとともに、市民等及び国、他の地方公共団体その他関係機関との協力、連携及び相互支援を図るものとする。

2 市民等は、日常生活においては災害等に備えるとともに、災害等の発生時においては自らの安全確保を図るとともに、相互に協力し、助け合うよう努めるものとする。

(職員通報制度)

第21条 職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとする。

2 市長等は、職員通報制度に関する体制を整備するとともに、職員が前項の規定に基づき正当な通報を行うことにより、不利益を受けることのないよう適切な措置を講ずるものとする。

(情報の公開)

第22条 市議会及び市長等は、市民等の市政についての知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報の公開を推進するものとする。

(個人情報の保護)

第23条 市議会及び市長等は、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

第5章 協働によるまちづくり

(地域自治活動)

第24条 自治区(市内の一定の区域に住所を有する者(以下この項において「住民」という。)の地縁に基づいて形成された団体が公共的活動を行うものをいう。以下同じ。)は、住民による地域自治活動の根幹を担う基礎的組織として、その区域における公共的課題の解決に努めるとともに、相互に連携を図りながらまちづくりを推進するものとする。

2 地区(複数の自治区により組織される団体をいう。以下同じ。)は、まちづくりに関する計画を策定し、その区域内における公共的課題について調整を行い、解決を図るとともに、市と連携を図りながらまちづくりを総合的に推進するものとする。

(市民活動)

第25条 市民活動団体等(市内でまちづくりに関する活動を行う団体又は個人で、営利を目的とせずに活動するもの(自治区及び地区を除く。)をいう。以下同じ。)は、自主性及び自立性に基づき活動を行うとともに、広く市民等に開かれた組織体制を整備するよう努めるものとする。

(協働によるまちづくりの推進)

第26条 市長は、地域力を高めるとともに、市民等との協働によるまちづくりを推進するため、地域自治組織(自治区及び地区をいう。以下同じ。)及び市民活動団体等に対し、その自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。

2 市長は、まちづくりにおける課題に総合的に取り組むため、地域自治組織、市民活動団体等及び市で構成する会議を開催することができる。

3 市長等は、まちづくりに関する活動の促進を図るため、その活動を担う人材の育成に必要な環境の整備に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第6章 住民投票

(住民投票)

第27条 市長は、市政に関する特に重要な事項について、市内に住所を有する個人(以下この条において「住民」という。)の意思を確認するため、住民、市議会又は市長による発議に基づき、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するよう努めるものとする。

第7章 広域連携及び交流

(広域連携及び交流)

第28条 市は、まちづくりの課題の解決を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市民等及び市は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、国外の都市との交流に努めるものとする。

第8章 条例の検証及び見直し

(条例の検証及び見直し)

第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況について検証を行うものとする。

2 市長は、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、市民等の意見を適切に反映するための必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する

編集 掛川市役所 生涯学習協働推進課

〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1 TEL 0537-21-1129

「市民と市長の交流ノート」第15巻 ー令和元年度協働によるまちづくりの記録ー

昭和54年度市民総代会の記録「市長区長交流控帖」からの通巻第41巻
平成17年度新市誕生からの通巻第15巻